平成２４年（フ）第３５５９号
大阪府枚方市春日東町２丁目３番５―304号
債務者　清水　俊夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第３５８号
千葉県柏市今谷上町31番地９　グレース南柏105号
債務者　木滑　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３６６号
千葉県我孫子市湖北台７丁目９番31―302号
債務者　渡邊　修一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第２８０号
沖縄県浦添市字港川458番地１　港川市街地住宅211
債務者　奥原　綾子（旧姓稲嶺）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２４年（フ）第２８３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目143番地２　メゾン立川Ａ―６
債務者　比嘉　裕美（旧姓新里）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２４年（フ）第９５号
北海道苫小牧市永福町１丁目３番５号　アルテミス201
債務者　米沢　京子（旧姓榮）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２４年（フ）第３０２号
仙台市宮城野区福室２丁目８番11―202号、従前の住所仙台市宮城野区蒲生２丁目24番地の１　オルレアンコンドミーⅡ101
債務者　遠藤　隆一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第３０３号
仙台市宮城野区福室２丁目８番11―202号、従前の住所仙台市宮城野区蒲生２丁目24番地の１　オルレアンコンドミーⅡ101
債務者　遠藤美穂子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第３６５号
宮城県塩竈市藤倉２丁目16番48号　コーポ藤倉203号、従前の住所宮城県塩竈市藤倉３丁目４番15号　守屋アパート102号
債務者　佐藤　一幸
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第３８９号
仙台市太白区桜木町１番30―303号、従前の住所岩手県北上市若宮町１丁目７番21号　コーポアカヒラ７号
債務者　松澤　麻里
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第４１５号
仙台市宮城野区岩切字大前32番地の１　パークアヴェニュー202
債務者　伊藤　龍博
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第４４４号
仙台市青葉区東勝山２丁目６番１号、従前の住所仙台市泉区住吉台東４丁目12番地の２
債務者　渡邊　誠喜
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２４年（フ）第６２号
茨城県北茨城市関南町仁井田72番地
債務者　東小川直己
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
水戸地方裁判所日立支部
平成２４年（フ）第７３号
茨城県日立市森山町１丁目32番６―201号
債務者　茅根　博之
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
水戸地方裁判所日立支部
平成２４年（フ）第８０号
茨城県日立市末広町３丁目11番15レオパレス常陸多賀101号室
債務者　小林　光明
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
水戸地方裁判所日立支部
平成２４年（フ）第８５号
茨城県高萩市高浜町３丁目104番地高浜住宅３―306号
債務者　松本　幸一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
水戸地方裁判所日立支部
平成２４年（フ）第８６号
茨城県高萩市高浜町３丁目104番地高浜住宅３―306号
債務者　松本　眞弓
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
水戸地方裁判所日立支部